

平成 29 年度税制改正に関する提言

— 平成 28 年 11 月 18 日 —

(一社) 青色 21 ネットワーク研究会

【国 税】

1. 所得税

(1) 白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の義務違反に対し制裁制度を講ずること

平成 26 年 1 月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての白色申告者に、記帳や帳簿等の保存が義務づけられ、行政当局は講習会を開催する等 PR に努めている。

しかし、白色申告者が記帳・帳簿等の保存の義務を怠った時の制裁措置がないため、関心は乏しく、行政当局の努力に対する反応は良好とはいえない。このまま推移すれば、白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の空文化が懸念される。

法律違反者の放置は、行政怠慢の責任を問われることとなり、誠実な納税者がバカを見るという風評被害が生じかねない。

白色申告者が記帳・帳簿等の保存の義務を怠ったときは、青色申告者を標本として低い概算経費率による推計課税を適用し、それに対する反論の立証責任は納税者が負うことの特例措置を設け、さらには記帳等不備加算税などの法的制裁措置を検討することを提言する。

(2) 青色申告制度のさらなる普及を図るため、青色申告特別控除額 10 万円を 30 万円に引き上げること

白色申告者にも記帳・帳簿等の保存制度が導入されたが、白色申告者の記帳項目は売上げ、仕入れ、経費の収支項目だけで、申告書に添付する書類は収支計算書だけである。これに対し、青色申告者は、簡易帳簿を選択した場合でも現金出納帳を記帳し、現金残高を照合することにより記帳漏れを検証している。

つまり、現金出納帳の記帳は帳簿の正確性を立証するものであり、このような検証を経た帳簿から得た所得こそが、所得税法の求める所得と言えよう。加えて、正規の簿記（複式簿記）による記帳で、申告書に損益計算書と貸借対照表を添付することこそ、申告納税制度の理想の姿である。

国税庁も「事業者の方々が正しく申告をしていただくためには、継続的に正しい記帳を行っていただくことが肝要であると考えております。・・・より多くの事業者の方々に記帳・記録保存制度が定着・浸透していくためには、長年にわたり青色申告の普及と記帳水準の向上に取り組んでこられた青色申告会の皆様の役割が欠かせないものと考えております。」（平成 28 年度（一社）全国青色申告会総連合定時総会における国税庁長官祝辞。同会機関紙「青色申告」平成 28 年 8 月号より抜粋）と、青色申告会の活動に期待を寄せている。

ついては、行政当局のこの思いに応じ青色申告制度のさらなる普及を図るため、その誘引策として簡易帳簿で記帳した場合の青色申告特別控除額 10 万円を 30 万円に引き上げることが提言する。

白色申告者が青色申告に関心を持ち記帳の大切さを体得すれば、次には、複式簿記による 65 万円

の青色申告特別控除の活用を希望し、さらなる記帳水準の向上を図ることが期待できる。

（３）生計を一にする親族が、事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定（所得税法第 56 条、同法第 57 条）を廃止すること

シャープ勧告を受けて所得税法は、個人課税制度が採用された。しかしながら個人企業においては、恣意的な所得分散が行われ租税回避を図る余地が生ずるとして、生計を一にする親族に対する金銭授受を認めないという特例措置として現行の所得税法第 56 条の規定が設けられた。

その後、法人成りの進展と働く家族の給与を認めよと言う個人事業所得者の強い要望に応じて、所得税法第 56 条の特例措置として同法第 57 条が設けられ、歴史的な変遷を経て、現在は青色申告者には青色事業専従者給与を、白色申告者には事業専従者控除を認める措置がとられている。

今日の社会は、シャープ勧告当時と比較して、個人の尊厳を基礎にした家族観や就労形態が大幅に変化、多様化し、所得税法 56 条とその特例措置である同法第 57 条の立法趣旨は、もはや社会通念上、時代遅れの遺物と言えよう。

青色申告者には当然、白色申告者といえども記帳の義務が法制化された今日、生計を一にする親族に支払う対価であっても、適正な契約に基づき、適正な金額、適切な支払が行われ、青色申告の記帳方式により適切な記帳が行われている場合には、所得税法の本則により必要経費に認めるべきである。

よって、所得税法第 56 条ならびに同法第 57 条は廃止することを提言する。

（４）少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること

現在、少額減価償却資産として、取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費に算入できる取得価額の基準は 10 万円未満とされ、他に 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については「一括償却資産制度」が、さらには、一定の要件を満たす青色申告者が一定の時までに取得した取得価額 10 万円以上 30 万円未満の少額減価償却資産については、「中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」が認められている。

については、税制簡素化の見地からこれらの制度を統合し、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産については、青色申告者に限り、取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費に算入できることとするよう提言する。

（５）給与所得者に対する課税について、抜本的な見直しを検討すること

現行の給与所得控除の機能は「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」とされてきたが、これらは、主として事業所得者との比較において論じられてきたと言えよう。

「他の所得との負担調整のための特別控除」が、「所得捕捉率格差の調整」と「早期納税の金利調整」を意味しているとすれば、正確な記帳・決算を行い誠実な確定申告をし、予定納税もしている青色申告者からみれば逆に不公平を生じさせていることになる。

「被用者」が8割をしめ、雇用形態が多様化したこと、一方、事業所得が安定性や継続性を保証されず、勤労所得の性格を強めてきた今日の情勢を考慮すれば、給与所得に対する給与所得控除は「勤務費用の概算控除」に限定し、総務省統計局の家計調査等を参考に、抜本的に見直すことを提言する。

なお、給与所得者が事業所得者に認められている経費の実額控除が行えないことを不満とするならば、サラリーマンにも納税者意識向上の観点から、概算控除と実額控除の選択をみとめ、源泉徴収・年末調整制度のほかに、源泉徴収・申告納税制度を導入することを提言する。

（６）「夫婦控除」を創設するときは、税収中立のもと所得制限、税額控除で行なうこと

夫婦の相互扶助の關係に着目し「配偶者控除」が創設されてからすでに半世紀以上が経過した。

しかし、この間の社会・経済の構造変化は著しく、配偶者に対する税制上の配慮の見直しが、喫緊の課題として検討され、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から、夫婦世帯を対象とする新たな控除として、いわゆる「夫婦控除」の創設が検討されている。

しかし、夫婦世帯においても働き方や所得水準などの状況は様々であるので、夫婦控除を創設する場合には、税収中立のもと夫婦世帯に一律に適用するのではなく、所得制限等を導入すると共に控除額を税額控除化することを提言する。

なお、将来的には、税制の簡素化と所得再分配機能の回復を図るため（増収を図るためではない）、各種所得控除の整理、統合及び税額控除化をも含めた抜本的見直しを行うことを提言する。

（７）租税回避防止税制の創設を検討すること

近年、企業のみならず個人においても国境を超える租税回避行為が、大きな問題となっている。

個人においては、ユニマット事件や武富士事件が有名であるが、これら事件は、いずれも「生活の本拠」がどこかが争われた事件であり、国側が敗訴した。

このような中、平成27年度税制改正では、財産債務調書制度の創設やいわゆる出国税の導入など対策が講じられている。

しかし、このような一部富裕層の租税回避類似行為は、庶民感覚としては到底容認しがたく、納税道義の低下に繋がりがかねないことを懸念する。

公職選挙法は、日本国民であれば居住者、非居住者の別なく、国政選挙での選挙権、被選挙権を認めている。「代表なくして課税なし」は、米国独立戦争のスローガンであるが、現状は「課税なくして代表あり」である。

最近の IT 技術の急速な進展は、多国間での情報交換の可能性を拡大しており、本年 8 月 25 日には、いわゆる「パナマ文書」問題を契機に、日本とパナマの税務情報交換協定が結ばれ、また、平成 29 年からは国際的な脱税及び租税回避に対処するため、100 以上の国・地域が参加した共通報告基準(CRS)がスタートするが、一層多国間での情報交換システムの整備を進めると共に、すでに米国等一部の国で実施している国籍課税(属人課税)を、我が国税制にも導入することを検討することを提言する。

(8) 所得再分配機能の回復を図るため金融所得に係る税率の見直しを検討すること

総合課税と累進税率を基本とする個人所得税は、所得再分配機能を持った優れた税制と説かれてきたが、近年、課税ベース、税率の両面から、所得再分配機能の低下が指摘され、所得税負担率は、合計所得金額 1 億円までは累進するが 1 億円を超えると逓減し、その要因は「高所得者に偏った株式譲渡益や配当について、低税率で分離して課税されるためである」と指摘されている。

平成 26 年から、株式譲渡益や配当に対する優遇税率(10%)が廃止され、本則の 20%に引き上げられたことで、1 億円超の者に対する負担率は若干改善したと伝えられるが、解消はしていない。

所得再分配機能の低下は、所得格差、資産格差を誘引し、格差社会を定着化させ、我が国社会の活性化を損なうことが懸念される。

所得再分配機能の低下をもたらす要因は多々あるが、当面の措置として、所得税負担率の累進を図るため、合計所得金額 1 億円超の者の金融所得に係る分離課税の税率の引き上げを検討するよう提言する。

(9) マイナンバー(個人番号)記載対象書類等の見直しを一層進めること

本年より、マイナンバー制度の本格的運用が始まった。

このような中、平成 28 年度税制改正で、税務関係書類についてマイナンバー記載対象書類の見直しが行われたことは、納税者の事務手続きの簡素化やプライバシー保護の物理的・心理的負担軽減の観点から歓迎する。

については、一層の見直しを推進し、可能な限り納税者の負担軽減を図るよう提言する。このことが、多くの納税者の心に蟠っている「あれもこれもマイナンバー。こんなにマイナンバーを集めて何をするのだ。」という漠然とした不安の解消の一助になることを期待したい。

なお、日本年金機構の不祥事や個人番号カード交付の遅延等度重なるトラブルもあり、納税者のマイナンバー制度に対する気持ちは、「冷めて」いる。このままでは、個人番号カードの交付申請は遅滞し、延いては e-Tax の普及にも影響が出かねない。

については、マイナンバー制度について政府は、その意義等のさらなる周知に努め、制度の定着に向けて強力に取り組んでいくことを提言する。

2. 消費税

(1) 軽減税率、適格請求書等保存方式の導入を再検討すること

軽減税率(複数税率)の導入について、当研究会は、① 対象品目の選定に混乱を生じる、② 富裕層を利することになる、③ 税収減をもたらす、財政健全化の足枷となる、④ 小規模事業者の事務負担能力を超える、⑤ 免税事業者が取引から排除される等の理由で、かねてよりその導入に反対してきた。

しかし、多くの中小・零細事業者の反対にもかかわらず、平成 29 年 4 月から消費税率が 10%に引き上がるのに合わせ、「低所得者への配慮」の名目で「軽減税率」制度を導入する法律が、本年 3 月に成立した。しかし、6 月には「世界経済は、・・・不透明感を増している。」との理由で、消費税率の引き上げ等を平成 31 年 10 月まで 2 年半延期すると政府は表明した。

当研究会は、軽減税率の導入には、先に挙げた理由により今でも反対である。また、軽減税率導入に伴い決定した「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)は、中小・零細事業者の事務負担を著しく増加させ、その負担に耐えられない事業者は取引から排除されることになり、その導入には反対せざるを得ない。ついては、消費税率の引き上げが延期されたこの機会に、政府は中小・零細事業者の声に耳を傾け、軽減税率制度や「適格請求書等保存方式」の導入を再検討するよう強く要望する。

なお、当研究会は、「消費税は単一税率で、低所得者対策は給付付き税額控除で」とかねてより提言してきたが、改めて低所得者対策としての「給付付き税額控除」の導入を提言する。また、痛税感緩和策としては、消費税率引き上げの趣旨に沿い、子ども・子育て・医療・介護・年金等の社会保障制度の充実で対応すること提言する。

消費税率の引き上げは、国民全員に負担増を強いるものである。平成 26 年の消費税率 8%への引上げにより一般生活者の購買意欲は著しく低下し、その結果小規模事業者の売上げは減少し、日本経済の底上げは極めて厳しい状況にある。この実態を踏まえ、政府は、消費税率 10%引き上げを前提とする前に、議員定数や議員歳費の削減などの国会改革、公務員数、給与の削減を始めとした行財政改革の断行など、「身を切る改革」を実行するよう提言する。

(2) 簡易課税制度の選択届出書の提出期限を、確定申告書の提出期限と同じにすること

現在、簡易課税制度を選択するためには、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、所轄税務署長宛に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することとなっているが、個人事業者の場合、「課税期間開始の日の前日」は年末であり、最繁忙期に当たっている。

ついては、小規模事業者の実態に配慮し、簡易課税制度選択届出書の提出期限を「課税期間の開始の年の前年分の所得税確定申告書」の提出期限と同じにするよう提言する。

（３）簡易課税制度選択者が、多額の設備投資等を行った際には、仕入税額控除の割増し等を認める特例制度を設けること

簡易課税制度は、事務処理能力が脆弱な小規模事業者なるがゆえに、選択しているものが多い。

一方、下請け業者等の中には、親企業の技術革新に合わせ設備更新を強いられる事例も少なくない。しかし、現在の簡易課税制度における「みなし仕入率」には、多額の設備投資等をした場合の仕入額まで反映しているとは言い難い。

ついては、簡易課税制度の選択者が、多額の設備投資等をした場合は、一定の条件の下に、仕入税額控除の割増し等を認める特例措置の創設を提言する。

３．税理士法

（１）公益社団法人の青色申告会職員に臨時税理士の資格を附与することを検討すること

少子高齢化・人口急減という危機的状況の中で我が国は「経済再生」と「財政再建」の困難な課題に取り組んでいる。政府は「地方こそ日本の活力」「地方の元気が日本の元気」という思いで、「地方創生本部」を立ち上げた。青色申告会はこの思いを共有し、「納税者が元気に」「地域が元気に」「地方が元気に」「日本が元気に」を目指して青色申告運動を強力に推進していきたい。

いまや、年金所得者の急増、白色申告者の記帳の義務化、消費税増税、相続税等資産課税の強化等新增税時代を迎えている。かかる新時代に対応するには、国民の理解と官民挙げての共同・協力が必要である。

げんに、税務行政当局も、「最近の税務行政に目を向けますと、経済活動の国際化、ICT化の進展、マイナンバー制度の導入など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するためには、・・・従来以上に青色申告会など関係民間団体の皆様の力が必要です。特に、今事務年度におきましては、これまで以上に青色申告会をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協調を強化する取組を行うことといたしました。このような取組は、今事務年度限りでなく、継続して取組んでいくことが重要だと認識しており、今後とも確実に実施していきたいと考えております。」（平成28年度（一社）全国青色申告会総連合定時総会における国税庁長官祝辞。同会機関紙「青色申告」平成28年8月号より抜粋）と言っている。

ついては、税理士法第50条（臨時の税務書類の作成等）が、「公益社団法人又は公益財団法人の団体の役員又は職員に租税を指定し、無報酬で申告書の作成およびこれに関する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することが出来る」旨を規定していることに鑑み、公益社団法人青色申告会の職員に税理士法第50条を適用するよう提言する。

【地方税】

1. 個人事業税

(1) 事業主控除額を大幅に引き上げること

昭和 25 年の個人事業税創設時に設けられた「免税点」制度は、その後の「基礎控除」制度を経て、昭和 37 年「事業主控除」制度と改称されて今日に至っている。

この間、控除額は逐次引き上げられてはきたが、平成 11 年以降 290 万円に据え置かれたままであり、本来の趣旨である「個人事業主の勤労性相当部分」を課税対象から控除するには極めて不十分であり、所得税の控除失格者にまで、個人事業税が課される過酷な税制となっている。

国税庁の「民間給与の実態調査」によると、平成 26 年分の民間給与の平均額は 415 万円(男性 514 万円、女性 272 万円)であり、従業員給与と比べても現行事業主控除額との乖離は著しい。

については、民間給与等の実態等を踏まえ、事業主控除額（現行 290 万円）を大幅に引き上げるよう提言する。

(2) 青色申告特別控除額を所得計算上控除すること

青色申告制度の普及促進を図り正確な記帳を奨励するため設けられた青色申告特別控除制度は、個人所得税、個人住民税の所得計算上控除されている。

他方、個人事業税は、個人所得税、個人住民税と同様に所得課税をしているにもかかわらず、青色申告特別控除の控除を認めていない。正確な記帳は、正確な所得を計算する基本であり、個人事業税にも均しく求められるものである。

については、正確な記帳を奨励し課税の公平を図るため、個人事業税の所得計算上、青色申告特別控除の控除を認め、個人所得税、個人住民税との整合性を図るよう提言する。

2. 個人住民税

(1) 個人住民税所得割と個人所得税の課税最低限を同額にすること

個人所得税と個人住民税所得割は、共に所得を課税標準としている。しかし、前者は応能負担に、後者は応益性に着目した税であるから、両者の課税最低限は同額である必要はないとの理由で、両者の所得控除額に差異が生じている。

所得税は、①最低生活費に課税することは適当でない、②担税力を減殺する個別事情に考慮する、③一定の政策目的を達成する等の理由から各種所得控除制度を定め、最低生活費に着目して、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除をもって課税最低限を構成している。

個人住民税は応益性に着目した税だとしても、最低生活費にまで課税することは、憲法が保障した国民の生存権を否定することに繋がりがねず許されない。

については、個人住民税と所得税の課税最低限を同額とするよう提言する。

なお、住民税の応益性については、均等割で考慮すべきと考える。

3 固定資産税(償却資産税)

(1) 個人事業者の償却資産に係る固定資産税は、廃止を前提に抜本的見直しを行うこと。

償却資産に係る固定資産税は、製造業等の設備型特定産業に負担が偏重し、税源の地域間均一性や課税ベースの固定制、地域住民の財政責任といった地方税原則を満たしていない。

償却資産に固定資産税を課すことは、その分だけ所得税や法人税の実効税率を実質的に引き上げており、二重課税の問題を生じさせている。このため、事業者は、設備投資に対して税負担を課せられるとの意識を持つことになり、政府の民間投資活性化という基本戦略にも反している。

また、実務的には、免税点が平成3年以来25年間150万円に据え置かれていること、少額減価償却資産の扱いが、国税(30万円)と固定資産税(20万円)で異なること、国税で廃止された残存価額が残ること等、納税者の不満は強い。加えて、課税上の問題としては、償却資産の実態把握が徹底しておらず、適正かつ公平な課税が行なわれているとは言い難い状況である。

については、個人事業者の事業の用に供する償却資産に係る固定資産税は、小規模企業振興基本法の趣旨に則り「事業の持続的発展」を図るため、廃止を前提に抜本的に見直すことを提言する。